

法第 13 条及び省令第 4 条に基づく書面

（建築物以外のものに係る解体工事又は新築工事等（土木工事等）の場合

1 . 分別解体等の方法

工 程 ご と の 作 業 内 容 及 び 解 体 方 法	工 程	作 業 内 容	分 別 解 体 等 の 方 法
	造成等	造成等の工事 有 無	手作業 手作業・機械作業の併用
	基礎・基礎ぐい	基礎・基礎ぐいの工事 有 無	手作業 手作業・機械作業の併用
	上部構造部分・外装	上部構造部分・外装の工事 有 無	手作業 手作業・機械作業の併用
	屋根	屋根の工事 有 無	手作業 手作業・機械作業の併用
	建築設備・内装等	建築設備・内装等の工事 有 無	手作業 手作業・機械作業の併用
	その他（ ）	その他の工事 有 無	手作業 手作業・機械作業の併用

2 . 解体工事に要する費用

なし

3 . 再資源化等をするための施設の名称及び所在地

別紙のとおり

（特定建設資材廃棄物について記載されていればよい）

4 . 特定建設資材廃棄物の再資源化等に要する費用

x

円(税込)

（受注者の見積金額）

